（注１）　指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記１と同様とする。
（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の４の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。
（注３）　さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第５　指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

１　第４の１の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操　業　区　域	数　　量
1	すけとうだら	⑴日本海の海域	6,600
		⑵オホーツク海の海域	53,000
		⑶太平洋の海域	123,000
2	ずわいがに	⑴Ａ海域	2,768
		⑵Ｂ海域	31
		⑶Ｄ海域	375
		⑷Ｅ海域	181

（注１）　日本海の海域とは、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号。以下「法」という。）第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。オホーツク海の海域とは、東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。太平洋の海域とは、東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。
（注２）　Ａ海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第１号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。Ｂ海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第２号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。Ｄ海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第４号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。Ｅ海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第５号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操　業　区　域	数　　量
1	すけとうだら	⑴日本海の海域	
		⑵オホーツク海の海域	
		⑶太平洋の海域	
2	ずわいがに	⑴Ａ海域	
		⑵Ｂ海域	
		⑶Ｄ海域	
		⑷Ｅ海域	

（注１）　操業区域の欄の海域は、上記１と同様とする。
（注２）　数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第６　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

１　第３の３の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去（平成20年～22年（するめいかについては平成21年～23年）。以下本項において同じ。）の漁獲実績がおおむね100トン未満（ずわいがにについては、漁獲実績なし）と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

⑴　さんま

（単位：トン）

都道府県名	数　　量
北海道	33,000
岩手県	5,000
三重県	3,000

宮城県、千葉県、静岡県、和歌山県、高知県及び長崎県については、若干とする。

⑵　すけとうだら

（単位：トン）

都道府県名	数　　量
北海道	110,900

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び新潟県については、若干とする。